

# 行政の諸課題解決のための大学生による多角的アプローチ事業実施要綱

## 1 趣 旨

この要綱は、県が大学コンソーシアム岡山と連携し、人口減少問題など行政の抱える地域の諸課題に対して、若者の視点や発想、大学の専門性を生かしながら地域と協働して課題の解決を図る研究室等の調査・研究活動を支援することで、若者の地域への関心や愛着の醸成を図り、関係人口の創出や若者の還流・定着を促進することを目的とする「行政の諸課題解決のための大学生による多角的アプローチ事業」の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

## 2 補助対象者

岡山県内に大学を設置する法人とする。

## 3 対象事業等

### (1)実施主体

大学の教員が主催する研究室等。なお、学生団体やサークルも実施主体に含めるが、学生のみで活動するものは、本事業の実施主体にはならない。

なお、所属大学が異なる複数の研究室等が合同で行う場合、交付申請等は、代表教員が主催する研究室等を所管する大学を設置する法人が行うものとする。

### (2)事業内容

人口減少対策や環境問題、観光文化振興、教育、子育て分野など行政が抱える地域の諸課題の解決に向けた、フィールドワークを組み込んだ調査・研究（現場体験を主とする実習を除く。）

### (3)対象地域

県内。ただし、調査・研究の効果が県内に及ぶ場合は県外も対象とする。

## 4 調査・研究テーマの設定

県又は市町村が抱える行政課題から、若者の視点等の必要性や、地域との連携・協働の内容などを総合的に勘案し、年間4テーマ程度、県において設定する。

## 5 研究室等の選定

県は、調査・研究テーマの設定後、大学コンソーシアム岡山を通じ補助対象者の募集を行う。大学コンソーシアム岡山は応募のあった補助対象者から、それぞれの事業実施に適した一つ又は合同で事業を行おうとする複数の研究室等を選定する。

### ○選定基準

次に定める基準を総合的に判断し、選定することとする。

- (1) 調査・研究テーマへのアプローチが本事業の趣旨に沿ったものであるか。
- (2) 調査・研究の内容及びスケジュールに実現具体性があるか。
- (3) 事業実施に際し、必要な人員が備わっているか。
- (4) 過去の地域課題等に係る調査・研究実績が適当であるか。

## 6 事業実施の条件

- (1) 成果報告会の開催を含め、調査対象地域、調査対象企業、先進地等で原則4回以上の活動を行うこと。
- (2) 調査対象地域を訪問するなどし、本事業に関係する活動を行ったときは、SNS等で調査・研究内容を発信すること。
- (3) 事業の終了に当たり、地域課題の解決に向けた提案書等を作成するとともに、調査対象地域等で成果報告会を実施すること。
- (4) 事業の終了後、県が学生の進路状況を把握するためのフォローアップ調査(個人情報の照会は含まない)を行った場合は、調査への回答を行うこと。

## 7 補助率及び限度額

- (1) 補助率 10/10以内
- (2) 限度額 375千円

## 8 事業期間

原則として、同一事業の研究室等における採択は単年度とする。ただし、当該実施成果を踏まえ、より発展的な研究となり得ると認められる場合については、予算の範囲内で、翌年度の実施も可とする。

## 9 補助対象経費

- (1) 事業の実施に真に必要な経費とする。ただし、備品費、書籍代及び食糧費(講師等弁当代を除く。)は補助の対象としない。

### 【対象経費例】

- ・ 大学教員、学生等の現地までの交通費(レンタカー代、ガソリン代を含む。)及び宿泊費
- ・ 調査・研究の一環で参加する地域活動に係る経費、保険料
- ・ アンケート調査等を実施する場合の需用費及び通信運搬費
- ・ 説明会・成果報告会等で用いる資料等の印刷製本費

- (2) 他の補助金、収入金(寄付金、参加料等)がある場合は、(1)の経費からこれらの額を控除した経費とする。

## 10 事業の変更承認

通知を受けた事業の中止若しくは廃止又は内容を変更しようとするときは、別に定めるところにより、県に申請する。

## 11 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項については、別に定めるところによる。

### 附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度の補助金から適用する。